

「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2026年度）」
「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」に関する意見募集
補足説明資料

2026年7月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。

ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
3. 提出様式の概要

1. 今回の意見募集対象文書（1/2）

2

- 今回は、2026年度長期脱炭素電源オークションに向けて「**長期脱炭素電源オークション募集要綱**」と「**長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款**」が意見募集の対象となる。 赤枠：今回の意見募集の対象

関連文書		概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～29年度向け 公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023～25年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書締結編	2024～29年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	2024～28年度向け 公表済
		電源等差替編	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	2024～28年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編	2024～26年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	
		容量抛出金対応編	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

1. 今回の意見募集対象文書（2/2）

関連文書			概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	- 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～25年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	- 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
		容量拠出金対応編	長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編		容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

- 今回の意見募集対象となる「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2026年度）」と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の案では、2025年度の第3回オークションの結果等を踏まえ、国の審議会において検討されてきた内容の反映や、記載の明確化等を行っています。
- 本資料では、第3回オークションからの主な変更箇所について補足説明します。その他の変更箇所については、募集要綱及び約款の案をご確認ください。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント（1/4）

5

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 水素・アンモニア

- 参加要件として、**低炭素水素等**の事前審査を求める。
（脱炭素化ロードマップにおいても低炭素水素等による達成を求める）
- 実需給のリクワイアメントにおいて、低炭素水素等の燃料で発電したことを確認する。
（CI値の基準を混焼率リクワイアメントへ反映）

募集対象（電源等要件）に追加

リクワイアメントおよび用語の定義に反映

■ 洋上風力

- FIT/FIP案件は固定費2重回収とならないよう参加対象外としているところ、過去選定の海洋再エネ整備法の公募案件のうち（第2・第3ラウンドのみ）、**ゼロプレミアム案件※に限り参加可能**とする
※ バランシングコスト相当分のFIP交付金を放棄、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更

募集対象（電源等要件）に追加

—

■ 再エネに対する規律

- 風力について**廃棄等費用の積立て**を求める
※ 陸上風力：1.95万円/kW × 設備容量（発電端）
洋上風力：10.70万円/kW × 設備容量（発電端）
（FIT/FIP制度の整理を適用し、海洋再エネ整備法の公募案件は対象外）

その他に反映

容量確保契約金額の支払に反映

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント（2/4）

6

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 脱炭素電源の募集量

- 第3回オークションと同様、**500万kW**とする。

募集量に反映

—

■ 脱炭素電源の募集上限

- 「**脱炭素火力（水素・アンモニア・CCS）**」は、上限価格を閾値20万円/kW/年より高い水準としているため、需要家負担に配慮し、第3回オークションと同様、**50万kW**とする。
- 「**蓄電池・揚水・LDES**」は、系統接続の申込みが大幅に増加している蓄電池の落札容量のペースは引き続き調整しつつ、慣性力やブラックスタート機能等のメリットを有する揚水を一定程度確保する観点から、「**リチウムイオン蓄電池**」、「**リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池**」と「**揚水とLDES**」は、募集上限を別々に設定し、**それぞれ40万kW**とする。
- 「**既設原子力の安全対策投資**」は、第3回オークションと同様、**150万kW**とする。
- 「**洋上風力**」は、上限価格を閾値20万円/kW/年より高い水準としているため、需要家負担に配慮し、**50万kW**とする。

募集対象（電源等要件）、募集量および約定処理に反映

—

■ LNG専焼火力の募集量

- 電力需要の増加想定等を踏まえ、第4回から第10回までの7回分で合計3,900～5,500万kWを募集することとし、**各回で550万～800万kW程度**の募集枠を設ける。
- 足元では、早期の投資決定や事業着手の観点から、第4回では**600万kW**とする。

募集量に反映

—

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント (3/4)

7

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 上限価格

- **LNG専焼火力**について、**LNG基地**の整備が**必要な案件**の上限価格と、**不要な案件**の上限価格を**別々に設定**する。
- **一般水力・揚水(新設)・LDES・原子力**について、上限価格の**諸元のコスト**を1.5倍から**2倍に引き上げ**、算定を行う。(古いプラントのデータを基に、建設工事費デフレーターで物価補正し上限価格を算定しているが、建設費の実態の上昇幅はそれ以上であるため)
- ※ 全電源の資本コストを引上げ、電源種の供給力提供開始期限ごとに4.5%～6.5%として算定している。なお、LNG専焼火力とLDESについては、供給力提供開始期限の変更に伴い、資本コストが引上げとなっている
- **洋上風力**について、優先的に案件形成を進めていく目安が30円/kWh程度までであること、発電コスト検証の30.9円/kWhを参照し、上限価格の設定を見直し。

上限価格に反映

—

■ 制度適用期間

- 現行の「20年以上」から、「20年以上**40年以下**」として上限を設定する。(資本コストの割合が過剰になることを防止)
- 諸元の2倍等により上限価格を引上げる、「**一般水力・揚水(新設)・LDES・原子力**」と「**LNG専焼火力**」については、**上限を30年に短縮**する。
- 太陽光・風力・地熱・バイオマスは、FIT/FIP制度の制度適用期間が20年であることとの公平性を確保するため、**上限を20年に限定**する。

募集内容に反映

—

—

■ 供給力提供開始期限

- **LNG専焼火力**について、中長期的に募集枠を設定していく場合、メーカーのリソースが逼迫するおそれがあり、8年から**11年**(環境アセス済みの場合7年)に変更。
- **LDES**について、タービンを回して発電を行う技術であることから、火力と同様の建設期間が必要であるため、4年から**7年**に変更(環境アセス済みの火力と同様)。

リクワイアメントに反映

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント（4/4）

8

主な反映事項

募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

■ 約定方法

- **水素・アンモニア・CCS**について、**応札時の価格競争**において、物価補正後の支払額が高い案件の落札を防止※するため、**インフレ継続の影響試算額**を反映する。
 ※ 応札価格に織り込んだ一部可変費について、調達国のCPI等によって事後的に物価補正を行うことになるが、応札時の価格競争においてはインフレが考慮されないため、結果的に制度適用期間に支払われる額の高い案件が落札する可能性がある
- **リチウムイオン蓄電池**について、**経済安保法の認定**を受けているメーカーが製造するセルを使用する案件を**優先的に約定**する。
 （蓄電池の安定供給確保のため、サプライチェーン強靱化の取組みを行っているメーカーが製造する蓄電池を導入していくことが必要）
 ※ これに伴い、第3回オークションで導入したセル製造国30%制限ルールは、リチウムイオン蓄電池については適用しない

落札電源の決定方法に反映

※水素・アンモニア・CCSは、応札方法も反映
 ※リチウムイオン蓄電池は、蓄電池に係る事業計画も反映

—

■ LNG専焼の還付における新たな仕組み

- LNG専焼を対象に、他市場収益の還付額を、「他市場収益の実績」で算定する方法と「**過去他市場収益の実績を元に設定した金額**」で**固定化（8,000円/kW/年）する方法の選択制**にする。 ※制度適用期間開始から最大20年
 - ✓ 供給力提供開始年度に「還付の固定化」を選択した場合は、20年間の後半10年間の還付方法を、制度適用期間開始年度から9年後に再度選択が可能。
 - ✓ 固定する還付額（8,000円/kW/年）は、毎年度、コアCPIにより補正する。
- ※ 還付水準8,000円/kW/年の妥当性は、国の審議会において継続検討

募集内容に反映

他市場収益の還付に反映

—

■ 調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱い

- 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額について、**経済的ペナルティに扱いを変更**する。
 （調整不調電源となった電源と、調整不調でない電源において、その後に生じる経済的ペナルティの扱いが異なる仕組みとなっていたことから、両者について一定の平仄を合わせるため）
 ※メインオークションと同様

容量確保契約金額の算定およびペナルティに反映

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

9

①水素・アンモニアの事前審査の要件化とリクワイアメント（1/5）

第113回 制度検討作業部会
資料（2026年4月3日）より

論点① 水素・アンモニアの事前審査の要件

- 前回の会合では、第4回入札から導入することとしている**水素・アンモニアの事前審査の要件**について、水素・アンモニア政策小委員会（以下「水素小委」）における議論状況を御報告させていただいた。
- **3月27日の水素小委**において、主に以下の内容を含む**事前審査の基準骨子案**について議論が行われ、概ね合意されたところ。
 - 対象：**低炭素の水素・アンモニア**であること
(募集量には上限がある中で、政策的意義の高い案件に絞って採択されるようにするため)
 - 上流出資：**日本企業の出資の見込み**があること（出資率は事業者の判断）
 - 産業競争力の強化：**供給事業及び利用事業それぞれで、主要設備のうち最低1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること**
- 今後、**4月中を目途にパブコメを開始し、1ヶ月程度意見募集が行われる予定**。

水素・アンモニア案件の事前審査の基準骨子（案）

- 次の基準骨子に基づき、水素・アンモニア案件の事前審査を行う。
- 基準骨子を踏まえ、今後、規程類等において可能な限り具体的な基準や運用に落とし込む。

エネルギー政策	安全性	・安全に関する法令に係る許可等を取得する見込みがあること。
	安定供給	・水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。 ・低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。 ・特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。
	環境適合性	・計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。
GX政策	経済効率性	・経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。 ・水素等製造事業に対し、我が国企業が出資する見込みであること。
	産業競争力の強化・経済成長	・低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業それぞれで、 主要設備のうち最低1つが、我が国産業の国際競争力強化に寄与すること 。 ・主要設備は、供給事業においては、水素等の製造設備、海外からの輸送設備（船舶）、利用事業においては、国内貯蔵設備、発電設備とする。 ・ただし、上記について、どの程度求めるかの判断に当たっては、我が国産業の国際競争力強化に寄与する企業の製造能力の制約等諸事項を総合的に勘案する。
	脱炭素化	・国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。
事業の実施方法・確実性		・低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。 ・発電事業者と低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等供給事業者と上流水素等製造事業者との間で拘束力のある 低炭素水素等売買契約が締結される見込み があること。

第16回水素・アンモニア政策小委員会
(2026年3月27日) 資料5

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

10

①水素・アンモニアの事前審査の要件化とリクワイアメント（2/5）

第113回 制度検討作業部会
資料（2026年4月3日）より

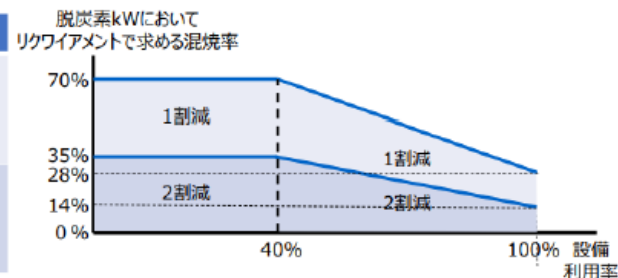
論点② 水素・アンモニアのCI値の混焼率リクワイアメントへの反映

- これを踏まえ、「年間最低混焼率リクワイアメント」の達成の確認を行う際には、「単に水素・アンモニアで発電した混焼率」ではなく、「低炭素水素・アンモニアとして、CI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率」で確認を行うこととしてはどうか。
- ただし、実際に発電に用いた水素・アンモニアのCI値を正確にトレースすることは困難であることを踏まえ、実際の確認方法としては、「水素・アンモニアで発電した混焼率」に「CI値の達成率（当該年度中に取得した水素・アンモニアのうち、低炭素水素・アンモニアとしてCI値の要件を満たした水素・アンモニアの比率）」を掛けた値で確認を行うこととしてはどうか。 ※過去落札案件に遡及適用はしない。

新たにCI値の達成率を追加

$$\text{年間混焼率} = \frac{\text{水素・アンモニアの燃料から生じた熱量}}{\text{水素・アンモニア部分のkWで燃焼する全燃料から生じた熱量}} \times \frac{\text{CI値の要件を満たす水素・アンモニアの量}}{\text{当該年度中に取得した水素・アンモニアの量}}$$

減額割合	水素・アンモニアの燃料の年間混焼率（A%）
1割	35% ≤ A < 70%
	※設備利用率（B%）が40%を超える場合、 (1400/B) % ≤ A < (2800/B) %
2割	0% ≤ A < 35%
	※設備利用率（B%）が40%を超える場合、 0% ≤ A < (1400/B) %



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

11

①水素・アンモニアの事前審査の要件化とリクワイアメント（3/5）

【募集要綱】 第3章 募集概要（水素・アンモニア）

＜変更前＞

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

（略）

①脱炭素電源

（略）



＜変更後＞

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

（略）

①脱炭素電源

（略）

※7：水素・アンモニアの燃料種については、CI値(Carbon Intensity：炭素集約度)が、3.4kg-CO2e/kg-H2以下となる低炭素水素、0.87kg-CO2e/kg-NH3以下となる低炭素アンモニアを対象とします。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

12

①水素・アンモニアの事前審査の要件化とリクワイアメント（4/5）

【約款】 第3章 権利及び義務（水素・アンモニア） ＜変更前＞

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

（4）脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分※2の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること※3。



＜変更後＞

第19条 対象実需給年度のリクワイアメント

（4）脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分※2の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること。ただし、応札年度が2026年度以降の水素・アンモニアを燃料とする電源については、水素社会推進法に基づくCI値の要件を満たした水素・アンモニアで発電した混焼率を達成することを求めます※3。

（略）

※3：CI値達成率の詳細な算定方法は、資源エネルギー庁ホームページにて公表される方法に従うものとする。

【約款】 別添 用語の定義（水素・アンモニア） ＜変更前＞

（記載なし）



＜変更後＞

CI値：

水素・アンモニアの1キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。）を指す。なお、脱炭素燃料の混焼率の達成のリクワイアメントで求めるCI値は、第三者機関による確認を受け、水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和6年経済産業省告示第174号）第四の一に規定される方法により算定した値であること

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

13

①水素・アンモニアの事前審査の要件化とリクワイアメント（5/5）

【約款】 第3章 権利及び義務（水素・アンモニア）

<変更前>

第20条 対象実需給年度のアセスメント

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）の混焼率が前条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。

①水素、アンモニアを燃料とする電源の場合

・混焼率＝（A / B ×100） %

A：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発熱量合計



<変更後>

第20条 対象実需給年度のアセスメント

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）の混焼率が前条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。

①水素、アンモニアを燃料とする電源の場合

・混焼率＝（A / B） × (C / D) ※1 ×100 %

A：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発熱量合計

C: 水素社会推進法に基づくCI値※1の要件を満たす水素・アンモニアの量

D: 対象実需給年度中に取得した水素・アンモニアの量

※1： 応札年度が2025年度以前の電源については、1とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

14

②海洋再エネ整備法における洋上風力ゼロプレミアム案件の参加（1/2）

第109回 制度検討作業部会
資料（2025年12月12日）より

論点① 洋上風力の過去選定案件の長期脱炭素電源オークションへの参加について

- 過去に選定された再エネ海域利用法の公募案件のうち、ゼロプレミアム案件※については、バランシングコスト相当分（8・9頁参照）を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が長期脱炭素電源オークションへ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更した案件。
- したがって、本年2月に御議論いただいた、容量市場メインオークションにおける取り扱いと同様に、第2・第3ラウンドで選定された再エネ海域利用法の公募案件のうち、ゼロプレミアム案件に限っては、バランシングコスト相当分のFIP交付金を放棄することを前提として、長期脱炭素電源オークション（第4回入札以降）への参加を認めることとしてはどうか。
- なお、洋上風力促進WGで整理されたとおり、次回以降の再エネ海域利用法の公募の予見性の観点から、今回の措置は黎明期にある第2・3ラウンド事業のみに適用することとし、次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しないこととする。
- また、上限価格等の制度の詳細については、次回以降の本会合において御議論いただくこととしたい。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

15

②海洋再エネ整備法における洋上風力ゼロプレミアム案件の参加（2/2）

【募集要綱】 第3章 募集概要（洋上風力）

<変更前>

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

（略）

①脱炭素電源

（略）



<変更後>

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

（略）

①脱炭素電源

（略）

※18：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「海洋再エネ整備法」という。）に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドにおける電源のうち、プレミアム発生の可能性を完全に排除するために、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更し、本オークションの参加登録までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄した電源（以下「洋上風力ゼロプレミアム電源」という。）は本オークションの対象として認めます。

③再エネに対する規律 (1/2)

第113回 制度検討作業部会
資料 (2026年4月3日) より

論点⑦ 風力発電設備に対する廃棄等費用の積立て

- FIT/FIP制度では、風力発電についても、2027年度から廃棄等費用積立制度による積立が開始するため、本制度（長期脱炭素電源オークション）で導入する風力発電についても、廃棄等費用を広域機関に積み立てることを義務づけることとしてはどうか。
- ただし、海洋再エネ整備法に基づく公募案件は、廃棄等費用の確保に関して、公募占用指針に基づき、具体的な金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されることから、FIT/FIP制度では廃棄等費用積立制度の対象外とされている。本制度で落札した海洋再エネ整備法に基づく公募案件についても、この扱いと整合性を図り、廃棄等費用の積立て義務の対象外としてはどうか。

風力発電設備の廃棄等費用積立制度の整理の全体像（案）

- 風力発電設備をFIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度の対象とするに当たっては、既に同制度の対象である太陽光発電設備の取扱いを前提に、以下のとおりその取扱いを整理したい。

（※）上記措置は、システムの対応にかかる期間も勘案しながら速やかに実施すべきであるところ、パブコメ等を実施した上で、関係規程等を整備し、2027年4月を目途に施行することとする。

主な点	太陽光発電設備に対する措置	風力発電設備に対する措置（案）
1. 廃棄等積立の対象範囲	・ 10kW以上の事業用太陽光発電設備。	・ 風力発電設備は基本的に事業用であることから、原則として、出力が10kW未満の風力発電設備を対象とすることとする。（P.14）
2. 廃棄等積立を行う期間	・ 調達期間/交付期間の後半10年間で積立て。	・ 風力発電設備についても同様の取扱いとしつつ、制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件については、原則、残存期間による必要な廃棄等費用の全額が確保される制度とすることとする。（P.15、P.17）
3. 廃棄等積立を行う金額の水準	・ 調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用の水準。	・ 風力発電設備についても、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用の水準の積立てを求め、積立金額を決定することとする。（P.15、P.17）
4. 積立金の一部取次しを認める場合	・ 調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取次しを認める。 ・ 調達期間/交付期間終了後については、事業終了・縮小する場合のほか、パネルを交換して事業継続する場合であっても、当該パネルが一定稼働を認める場合には取次しを許可。	・ 調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみの取次しを認める。 ・ 調達期間/交付期間終了後については、事業終了・縮小する場合のほか、風力発電設備を交換して事業継続する場合であっても、風車等位での交換である場合は取次しを認めないこととする。（P.18）

（※）その他、経費徴収的な外部積立の方法や内部積立の取扱い等については、太陽光発電設備に対する措置と同様とすることとする。

13

対象範囲の整理（案）

- FIT/FIP制度の対象設備については、本制度において適切かつ確実に廃棄等費用を確保する観点から、再エネ海域利用法^{※1}に基づく公募案件を除き、全ての風力発電設備を本制度の対象とすることとする。

	認定件数 ^{※2}	対象範囲
陸上風力	6,292件	設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、全ての風力発電設備を制度の対象とする。 ○ なお、RPS制度からの移行認定案件については、残存期間が極めて短い案件も存在することから、その積立金額等については、太陽光発電設備に対する措置と同様の配慮を行うこととする。（次ページ参照）
洋上風力	再エネ海域利用法に基づく公募案件 5件	公募占用指針に基づき、廃棄等費用の確保に関して、具体的な金額や方法まで含めて厳格な確認が実施されることから、一律に本制度の対象外とする。
	再エネ海域利用法に基づき公募案件以外 14件	再エネ海域利用法に基づく公募案件と同様の廃棄等費用の確保はなされていないことから、一律に本制度の対象とする。

※1：海洋再エネ海域利用法（風力発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第99号））

※2：認定件数は、2025年3月時点の段階

14

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

17

③再エネに対する規律（2/2）

【募集要綱】 第7章 契約条件（再エネに対する規律）

<変更前>

（6）太陽光発電設備の廃棄等費用は、制度適用期間終了10年前から本機関へ積立てを開始するものとします。
積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準（※）とし、月次払い（積立金の額の1/120ずつ）で、利息は付しません。
※太陽光発電：1.0万/kW×設備容量（発電端）

<変更後>

（6）太陽光発電設備及び風力発電設備（海洋再エネ整備法に基づく公募案件で認定された電源を除く。）の廃棄等費用は、制度適用期間終了10年前から本機関へ積立てを開始するものとします。
積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準（※）とし、月次払い（積立金の額の1/120ずつ）で、利息は付しません。
※太陽光発電設備：1.0万円/kW×設備容量（発電端）
陸上風力発電設備：1.95万円/kW×設備容量（発電端）
洋上風力発電設備：10.70万円/kW×設備容量（発電端）

【約款】 第2章 容量確保契約金額（再エネに対する規律）

<変更前>

第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求
（略）
※1：ただし、太陽光電源で落札された容量提供事業者に限り、発電設備の廃棄等費用の外部積立金額を金額から更に減ずることとし、制度適用期間終了の10年前から本機関へ積立てを開始するものとします。

（略）

<変更後>

第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求
（略）
※1：ただし、太陽光発電設備及び風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく公募案件で認定された電源を除く。）で落札された容量提供事業者に限り、発電設備の廃棄等費用の外部積立金額を金額から更に減ずることとし、制度適用期間終了の10年前から本機関へ積立てを開始するものとします。

（略）

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

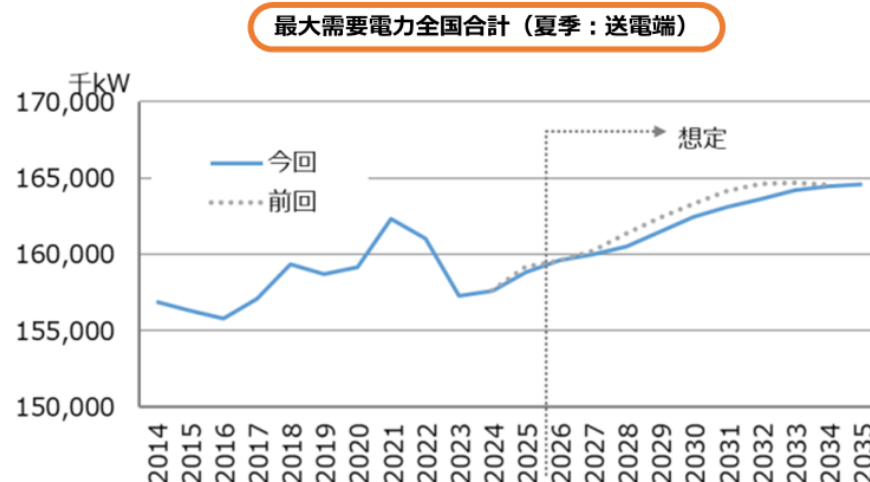
18

④脱炭素電源の募集量・募集上限とLNG専焼火力の募集量（1/4）

第4回 電力安定供給WG
資料（2026年7月14日）より

論点⑥ 第4回入札の脱炭素電源の募集量

- 第3回入札の落札容量は426万kWとなり、募集量500万kWを下回る結果となった。
- 一方で、本年1月に広域機関が公表した今後10年間の電力需要の想定は、データセンターや半導体工場の新増設等により、電力需要が増加していく傾向となっており、新陳代謝を図りつつ供給力を確保することが必要になっている。
- また、第4回入札には、洋上風力の過去に選定された海洋再エネ整備法の公募案件（調整係数考慮後の期待容量ベースで、6案件合計70万kW程度）が本制度に参加してくる可能性がある。
- 以上を総合的に勘案し、第4回入札の募集量は、第3回入札と同様に500万kWとしてはどうか。



出典：電力広域的運営推進機関説明資料 「全国及び供給区域ごとの需要想定（2026年度）」（2026年1月21日）

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

19

④脱炭素電源の募集量・募集上限とLNG専焼火力の募集量（2/4）

第2回 電力安定供給WG
資料（2026年6月5日）より

論点① 第4回入札のLNG専焼火力の募集量

- 電力広域的運営推進機関が2025年7月に公表した将来の電力需給シナリオに関する検討会の報告書では、**2040年において需要が11,000億kWhへ拡大するシナリオ※**では、厳気象などを考慮した一定の予備率確保を前提とすると、**経年火力を全て経年リプレイス（3,900万kW）**してもなお、**必要な供給力が（火力で補完すると仮定すれば）1,600万kW不足する結果**となっている。
※資源エネルギー庁が提示している見通しでは、2040年度の電力需要は0.9～1.1兆kWh程度とされている。
- 2040年において需要が11,000億kWhまで増大した場合でも安定供給を担保する観点から、**2040年までに3,900～5,500万kW程度のLNG専焼火力の新設・リプレイスを目指す**こととしてはどうか。
- その上で、火力発電の一般的な建設期間が7年程度であることを踏まえると、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を見据え、2040年までに運転開始するためには2033年度頃までに建設を開始する必要がある。このため、**第4回入札（2026年度）からの7年間で合計3,900～5,500万kWの確保を目指すこととし、年間550万～800万kW/年程度の募集枠を設ける**こととしてはどうか。
- 足もとでは、**世界的なガスタービンへの需要の高まり**から、メーカーのリソースがひっ迫し、**ガスタービンの製造や発電所の建設が長期化**する傾向にある。2040年度までに必要な新設・リプレイスを実現するためには、なるべく**早期の投資決定や事業着手が重要**となっており、これまでの応札量の最大量が575万kW（第1回入札）であったことも踏まえ、**第4回入札（2026年度）では、600万kWを募集**することとしてはどうか。その上で、第5回以降は、550万～800万kW/年程度の幅の中で、第4回の応札状況や今後の電力需要の見通しの変化などを見極めつつ、随時判断することとしてはどうか。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

④脱炭素電源の募集量・募集上限とLNG専焼火力の募集量（3/4）

20

論点⑦ 第4回入札の募集上限

<蓄電池・揚水・LDES>

- 第3回入札では、蓄電池・揚水・LDESは、放電・発電のためには蓄電・ポンプアップが必要であり、供給力としての価値が限定的であるため、①募集上限を設けることとし、②落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合は、募集上限を超えて最大2倍までに限り落札させることとしていた。
- また、募集上限は、「a 揚水のリブレース案件とリチウムイオン蓄電池の案件」と「b 揚水の新設案件とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池とLDESの案件」を別々に設定していた。これは、調整力がリチウムイオン蓄電池に過度に偏ることを回避することが目的であった。
- 募集上限は、第1回100万kW、第2回150万kWとしていたが、いずれも募集上限を上回る落札容量となった（第1回166.9万kW。第2回173.1万kW）ことを踏まえ、第3回では落札容量のベースを調整するため、募集上限を80万kW（a・bともに40万kWずつ）に減少させたが、上記②のルールを適用した結果、落札容量は170万kWとなり、第1回・第2回と同水準となった。
- 第4回では、系統接続の申込みが大幅に増加している蓄電池の落札容量のベースを引き続き調整する一方で、慣性力やブラックスタート機能等のメリットを有する揚水発電を一定程度確保する観点から、「a リチウムイオン蓄電池の案件」「b リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の案件」「c 揚水の新設・リブレース等案件とLDESの案件」という区分に分けた上で、それぞれ募集上限を40万kWずつ（募集上限を超えた追加の落札はさせない）としてはどうか。

第4回 電力安定供給WG
資料（2026年7月14日）より

25

論点⑦ 第4回入札の募集上限

<脱炭素火力>

- 脱炭素火力は、第3回入札において、上限価格を閾値20万円/kW/年より高い水準（13～79万円/kW/年）としたため、需要家負担にも配慮し、50万kWの募集上限を設けた。
- その結果、第3回入札の落札容量は51万kWであり、不落札電源はなかった。
- 第4回入札の上限価格は引き続き閾値20万円/kW/年より高い水準（11～73万円/kW/年）としているため、第4回も引き続き**50万kW**としてはどうか。

<既設原発の安全対策投資>

- 既設原発の再稼働を加速しつつ、脱炭素電源の新設・リブレースを着実に進める観点から、既設原発の安全対策投資については、募集上限を設定している。
- 第3回の募集上限は150万kWとした結果、落札容量は55万kWとなり、募集上限を大幅に下回ったが、第2回入札では434万kWと多くの応募があったことから、第4回も引き続き**150万kW**としてはどうか。

<洋上風力>

- 第4回入札には、**洋上風力の過去に選定された海洋再エネ整備法の公募案件（調整係数考慮後の期待容量ベースで6案件合計70万kW程度）が本制度に参加**してくる可能性がある。
- **洋上風力の上限価格は、論点①のとおり、閾値の20万円/kW/年より高い水準（32～65万円/kW/年）**としていることから、脱炭素火力と同様に、需要家負担にも配慮し、**募集上限を50万kW**としてはどうか。

（参考）第4回入札の募集量・募集上限

第4回入札の脱炭素電源の募集量：500万kW

脱炭素火力 募集上限 50万kW	蓄電池・揚水・LDES 募集上限 120万kW※	既設原発の安全対策投資 募集上限 150万kW	洋上風力 募集上限 50万kW
------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-----------------------

※リチウムイオン蓄電池の募集上限40万kW
リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の募集上限40万kW
揚水（新設、リブレース等）・LDESの募集上限40万kW
いずれも、運転継続時間が6時間以上の案件に限る。

（注）

- ・募集量・募集上限を跨ぐ案件の扱いは、LNG専焼火力も含めて、第3回と同様（募集量を跨ぐ案件は10倍ルール。募集上限は制約なし。）
- ・落札電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合の扱いは、以下のとおり。
「脱炭素火力」、「リチウムイオン蓄電池」、「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池」、「揚水（新設・リブレース等）・LDES」、「洋上風力」は、募集上限（跨ぐ案件を含む）まで。
「既設原発の安全対策投資」は、募集上限を超えて落札する。
- ・脱炭素火力の新設案件は、脱炭素部分のkWでカウント。

27

28

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

21

④脱炭素電源の募集量・募集上限とLNG専焼火力の募集量（4/4）

【募集要綱】 第3章 募集概要（募集量および募集上限）

<変更前>

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は500万キロワット（kW）になります。

※脱炭素電源の募集量500万kWのうち、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）は50万kW（※1）、揚水式水力（新設を除く。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は合計で40万kW（※2）、揚水式水力（新設に限る。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kWを募集量の上限とします。

※1：新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計

※2：蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします。また、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします。

イ LNG専焼火力の募集量は2,929,036kWになります。

<変更後>

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は500万キロワット（kW）になります。

※脱炭素電源の募集量500万kWのうち、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）は50万kW（※1）、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は40万kW、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）は40万kW（※2）、揚水式水力・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW、洋上風力は50万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kWを募集量の上限とします。

※1：新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計

※2：蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします（以下「セル製造国30%制限」という。）。

イ LNG専焼火力の募集量は600万kWになります。

⑤上限価格（1/5）

第3回 電力安定供給WG
資料（2026年6月23日）より

論点③ LNG専焼の上限価格

- 前回の会合で議論いただいたように、今後、LNG専焼の募集を当面継続的に行っていく中では、**新たにLNG基地の整備が必要な新規地点での新設案件**も含めて、投資を促進していく必要がある。
- このため、下の表のとおり、**LNG専焼の上限価格**については、①**LNG基地の整備が必要な案件**と、②**LNG基地の整備が不要な案件**と、**別々に設定すること**としてはどうか。
- **LNG基地を整備する場合の上限価格**は、発電コスト検証のモデルプラントの「LNG基地のコストを除いた建設費」に、**過去20年以内に稼働開始したLNG基地の平均の建設費を加算**し、算定してはどうか。
- なお、LNG専焼の上限価格は、上記のとおり2つ設定するが、価格競争によって国民負担が少ない案件から落札させていくため、**同じ募集量の下で競争させること**としてはどうか。

LNG基地の整備	第3回 上限価格 (万円/kw/年)	第4回 上限価格 (万円/kw/年)	主な諸元
有り※1	5.5	9.2	・建設費：発電コスト検証のモデルプラントの「LNG基地のコストを除いた建設費」+公表資料から算定した「LNG基地のコスト※2」=1,367億円+1,116億円=2,484億円 ・資本コスト6.5%
無し		6.5	・建設費：発電コスト検証のモデルプラントのまま。1,736億円（26.8万円/kw×60万kw×建設工事費デフレーター（電力）による補正）を採用。 ・資本コスト6.5% ※第3回の上限価格から第4回の上限価格が上昇するのは、資本コストが5%から6.5%に上昇することと、物価補正の指標を総資本形成デフレーターから建設工事費デフレーター（電力）に変更するため。

※1 LNGタンク、栈橋、ローディングアームの全てを含むLNG基地を新たに整備する案件に限る。

※2 LNG基地のコストは、第11回ガスシステム改革小委員会（2014年7月17日）資料3の図表4-4に記載のあるLNG基地費用のうち、比較的最近（過去20年以内）に稼働開始した案件の費用（建設工事費デフレーター（電力）で2025年まで補正）の平均。

⑤上限価格（2/5）

第3回 電力安定供給WG
資料（2026年6月23日）より

論点④ 脱炭素電源の上限価格

- 脱炭素電源のうち、以下の電源種の上限価格については、諸元が一定程度最新の状況を反映しているものと考えられる。
 - FIT/FIP・海洋再エネ整備法の上限価格を引用している電源種（太陽光、風力、地熱）：最新の運転開始案件のデータ等を踏まえて、上限価格が設定されている。
 - 蓄電池：最新の補助金事業の採択案件のデータを踏まえて、本制度の上限価格を設定。
 - 水素・アンモニア・CCS：GI基金事業の最近の検討状況などを引用して、本制度の上限価格を設定。
- 一方で、一般水力や揚水（新設）や原子力は、直近に運転開始したプラントが少なく、主に1990年代から2000年代の比較的古いプラントのデータを基に本制度の上限価格を算定している（次頁参照）。こうした古いプラントのデータは、建設工事費デフレーターで物価補正しているものの、発電事業者からは、建設費の見積もりが、建設工事費デフレーター以上の上昇幅となっているとの指摘が多い。実際に、次々頁のとおり、建設資材価格等の各種指標が建設工事費デフレーター以上の上昇幅となっていることから、こうした物価上昇を上限価格に反映しなければ、応札が困難となる可能性がある。
- これまで、本制度の上限価格は、電源の新設インセンティブに十分な価格水準、国民負担の観点から、諸元のコストの1.5倍に設定していたが、現下の物価上昇の状況を踏まえ、プラントの参照データが古い一般水力・揚水（新設）・原子力の上限価格は、諸元のコストの2倍に引き上げることとしてはどうか。

※揚水（新設）は、上限価格を引き上げた結果、閾値（20万円/kW/年）を超えるため、20万円/kW/年が上限価格となる。

※LDESは、参照できる価格のデータがないため、同じ募集上限の中での競争相手となる揚水（新設）と同じ上限価格としているが、今回、揚水（新設）の上限価格を引き上げるため、LDESの上限価格も同様に引き上げる。

⑤上限価格（3/5）

第4回 電力安定供給WG
資料（2026年7月14日）より

論点① 洋上風力の上限価格

- こうした方針を踏まえ、本制度の第4回入札における洋上風力の上限価格は、**優先的に案件形成を進めていく目安が30円/kWh程度までとされていることや、発電コスト検証における洋上風力の発電コストが30.9円/kWhであることを参照しつつ、以下のとおり設定すること**としてはどうか。

第4回入札の洋上風力の上限価格（円/kW/年）＝31.9円/kWh^{※1}×8760時間×設備利用率39.3%^{※2}÷調整係数
＝11.0万円/kW/年÷調整係数

※1 発電コスト検証の洋上風力の発電コスト30.9円/kWh（2023年）のうち、予算関連政策経費1.3円/kWhを控除した29.6円/kWhに、2025年（暦年）までの物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した後の数字。

※2 第3回入札の上限価格の諸元と同じ（洋上風力の第3ラウンド公募の上限価格の諸元の想定設備利用率）

エリア毎の上限価格

（円/kW/年）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
洋上風力	545,569	408,857	477,137	390,657	548,446	403,179	558,286	345,220	701,172

（参考）調整係数 （2026年度供給計画で用いる調整係数の第10年度（2035年度）の「（参考）年間値」を適用）

（％）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
風力	20.2	26.9	23.1	28.2	20.1	27.3	19.7	31.9	15.7

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

25

⑤上限価格（4/5）

【募集要綱】 第3章 募集概要（上限価格）

<変更前>

（6）上限価格

ア 新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
太陽光	93,712～200,000円/kW/年（※2）	
陸上風力	89,178～197,120円/kW/年（※2）	
洋上風力	180,655～200,000円/kW/年（※2）	
水力 （揚水式除く）	118,812円/kW/年	54,974円/kW/年
水力 （揚水式）	116,393円/kW/年	76,205～80,657円/kW/年（※2）
蓄電池	76,205～80,657円/kW/年（※2）	
長期エネルギー 貯蔵システム	116,393円/kW/年	
地熱	126,236円/kW/年	全設備更新型（※3）： 97,104円/kW/年 地下設備流用型（※4）： 58,262円/kW/年
バイオマス	100,000円/kW/年	
原子力 （既設の原子力電 源の安全対策投資 を含む。）	135,602円/kW/年	
火力 （水素10%以上混 焼）	134,414 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は89,424円/kW/年	
火力 （水素専焼）	795,735円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は345,825円/kW/年	
火力 （アンモニア専 焼）	303,129円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は102,583円/kW/年	
LNG専焼火力	55,242円/kW/年	

<変更後>

（6）上限価格

ア 新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
太陽光	101,396～200,000円/kW/年（※2）	
陸上風力	109,547～200,000円/kW/年（※2）	
洋上風力	345,220～701,172円/kW/年（※2）	
水力 （揚水式除く）	192,739円/kW/年	83,778円/kW/年
水力 （揚水式）	200,000円/kW/年	70,675～74,417円/kW/年（※2）
蓄電池	70,675～74,417円/kW/年（※2）	
長期エネルギー 貯蔵システム	200,000円/kW/年	
地熱	126,236円/kW/年	全設備更新型（※3）： 97,104円/kW/年 地下設備流用型（※4）： 58,262円/kW/年
バイオマス	100,000円/kW/年	
原子力 （既設の原子力電 源の安全対策 投資を含む。）	193,810円/kW/年	
火力 （水素10%以上 混焼）	132,666 円/kW/年	
火力 （水素専焼）	739,104円/kW/年	
火力 （アンモニア専 焼）	289,200円/kW/年	
LNG専焼火力	LNG基地の整備が必要な場合（※5）：92,068円/kW/年 LNG基地の整備が不要な場合：65,284円/kW/年	

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

26

⑤上限価格（5/5）

【募集要綱】 第3章 募集概要（上限価格）

<変更前>

（6）上限価格

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	762,865円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は 312,955円/kW/年
アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修	378,807円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は 79,293円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000円/kW/年
既設石炭部分を20%以上のCCS付きにするための改修	343,799円/kW/年
既設LNG部分を20%以上のCCS付きにするための改修	137,939円/kW/年

（略）

<変更後>

（6）上限価格

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	703,352円/kW/年
アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修	353,563円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000円/kW/年
既設石炭部分を20%以上のCCS付きにするための改修	324,582円/kW/年
既設LNG部分を20%以上のCCS付きにするための改修	114,926円/kW/年

（略）

⑥制度適用期間の上限（1/3）

第3回 電力安定供給WG
資料（2026年6月23日）より

論点⑤ 制度適用期間

- 本制度の制度適用期間は、従来は20年を基本とし、20年より長期とするのは可能としていたが、本年4月の制度検討作業部会における議論を踏まえ、資本コストの過度な増加を防止するため、**40年を上限**とすることとしている。
- こうした中で、論点④のとおり、一部の電源種の**上限価格を諸元の1.5倍（現行）から2倍に引き上げる**ことや、LNG専焼は、基地の整備ありの上限価格の設定や、供給力提供開始期限の延長に伴う**資本コストの1%引上げ等により、上限価格を5.5万円/kW/年から最大9.2万円/kW/年（基地整備あり）に引き上げる**こととしている。
- 上限価格は、元々、**投資インセンティブと国民負担のバランスの観点から、諸元の1.5倍として設定**することとしていたが、今般、**投資インセンティブを向上させる観点から、諸元の2倍等に引き上げる**こととしているため、**支援額の総額が増えないようにする観点から、一般水力・揚水（新設）・原子力とLNG専焼については、制度適用期間の上限40年を30年に短縮**してはどうか。

※LNG専焼は、基地整備ありの案件と無しの案件の競争上の公平性の観点から、一律30年とする。

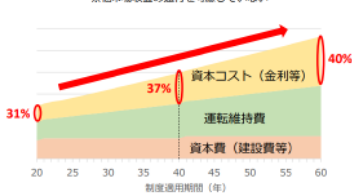
※LDESも、揚水（新設）と同様に上限価格を引き上げることから、制度適用期間の上限も同様に30年に短縮する。

論点⑥ 制度適用期間の上限の設定

第113回制度検討作業部会
（2026年4月3日）資料3

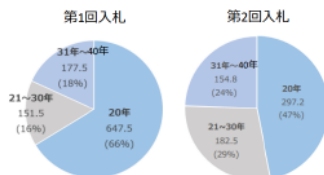
- 一方で、制度適用期間を長くすればするほど、1年当たりの建設費の回収金額が小さくなり、金利等の資本コストが増加するため、支援総額に対する資本コストの割合が大きくなっていく。
- 本制度の制度趣旨は「巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与する」ことであるため、支援総額に占める資本コストの割合が過度に高まることは望ましくなく、制度適用期間の長さにも上限を設ける必要があるのではないか。
- 具体的な上限は、**実態として第1回と第2回の入札では40年を超える案件は存在しない**ことを踏まえ、**40年を上限**としてはどうか。

LNG専焼の制度適用期間を通じた支援総額イメージ
※他市場収益の還付を考慮していない



※発電コスト検証の趣旨を元に、建設期間8年（前半4年で20%、後半4年で80%実施）、31年度～41年度にそれぞれ設備費を支出する前提で試算。

過去の落札案件の制度適用期間



※40年超は無し

【論点⑥】入札価格に対する規律について

第65回制度検討作業部会
（2022年5月25日）資料5

<上限価格の設定及び算定方法>

- 本年1月の本作業部会の事務局資料のとおり、国民負担の最小化を図るため、**上限価格を設定**することとしてはどうか。
- また、その算定方法は、（現行容量市場の上限価格と同様に）**発電コスト検証の数値をベース**として、「論点①入札価格に織り込むことが適切なコスト」・「論点②入札時の他市場収益の設定方法」・「論点⑤調整係数」を踏まえ、算定することとしてはどうか。
- **現行容量市場の上限価格は、諸外国の容量市場における上限価格の設定方法を参考にし、電源の新設インセンティブに十分な価格水準、国民負担の観点から、Net CONE×1.5倍として設定している。本制度措置における上限価格も、同様の考え方により、以下の算式によって設定することとしてはどうか。**

$$\text{上限価格} = \frac{\text{Net CONE}}{\text{調整係数}} \times 1.5 \quad (\text{単位: 円/kW/年})$$

調整係数: 論点⑤で決めた調整係数

$$\text{Net CONE} = \text{Gross CONE} - \text{入札時の他市場収益}$$

Gross CONE: 発電コスト検証の数値をベースとして「論点①入札価格に織り込むべきコスト」を踏まえて算定
入札時の他市場収益: 論点②で決めた制度側で設定する入札時の他市場収益

⑥制度適用期間の上限（2/3）

第4回 電力安定供給WG
資料（2026年7月14日）より

論点⑤ 再エネの制度適用期間

- 再エネは、FIT/FIP制度において、制度適用期間を20年（地熱は15年）に設定している一方、本制度では、現状20年以上の制度適用期間を選択することも可能となっている。
- 再エネは、FIT/FIP制度において、徐々に価格を低減させながら導入を進めており、本制度でも上限価格はFIT/FIP制度を参照していることから、全体のバランスを勘案すれば、制度適用期間もFIT/FIP制度に合わせることが適切と考えられる。
- このため、FIT/FIP制度と本制度の制度適用期間の年数を揃え、本制度の再エネ（太陽光・風力・地熱・バイオマス）の制度適用期間を20年に限定することとしてはどうか。
 - ※地熱は、FIT/FIP制度では制度適用期間が15年であるため、本制度の地熱の上限価格は、FIT/FIPの上限価格を20年に換算して設定している。このため、本制度における地熱の制度適用期間も20年とする。
 - ※太陽光は2027年度以降、バイオマスのうち一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は2026年度以降、FIT/FIPの対象から外れるが、他の太陽光やバイオマスとのバランスを勘案し、制度適用期間を20年に限定する。
- なお、第4回入札に向けて、これまで制度適用期間についていくつかの変更をご議論いただいていた結果、本制度において、制度適用期間の上限が20年、30年、40年の電源種が混在することとなる。一般的に、発電事業者は早期の投資回収のインセンティブがあるため、過去の落札案件では制度適用期間を20年とする案件が一番多いこと、投資回収期間が長期化すれば資金調達が困難になるデメリットがあることを踏まえれば、制度適用期間が短い案件が一概に不利とも言えないと考えられるが、いずれにしても、第4回入札の結果を踏まえ、制度適用期間が異なることによる競争への影響については、今後検証していくこととしてはどうか。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑥制度適用期間の上限（3/3）

【募集要綱】 第3章 募集概要（制度適用期間）

<変更前>

2. 募集内容

（2）制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度となる場合は、2027年度）を始期として以降、原則20年間となります。

※制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。



<変更後>

2. 募集内容

（2）制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。

※以下に示す電源種については、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

電源種	制度適用期間の上限
水力電源（揚水式を除く。）、揚水式水力（新設に限る。）、長期エネルギー貯蔵システム、原子力電源、LNG専焼火力電源	30年
火力電源、既設火力の改修（バイオマス専焼にするための改修を除く。）、揚水式水力（新設を除く。）、蓄電池	40年

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

30

⑦供給力提供開始期限（1/2）

論点② LNG専焼の供給力提供開始期限

- こうした中で、LNG専焼は、本日の論点①のとおり、将来の需要増に備え、中長期的に募集枠を設定していく場合、世界的なガスタービンニーズの高まりも助長して、メーカーのリソースが更にひっ迫するおそれがある。
- このため、中長期的に応札案件を安定的に確保するため、LNG専焼の供給力提供開始期限を、他の火力電源（水素・アンモニア・CCS・バイオマス）と同様の11年（アセス済の場合7年）に変更することとしてはどうか。

第2回 電力安定供給WG
資料（2026年6月5日）より

電源種	第4回入札の供給力提供開始期限
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼・水素混焼のLNG・水素専焼・アンモニア専焼 ・LNG専焼の新設・リプレイス、 既設火力の改修（水素・アンモニア混焼、CCS、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池、LDES	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	8年後の日が属する年度の末日

論点③ LDESの供給力提供開始期限

- 第3回入札から対象に追加したLDES（長期エネルギー貯蔵システム）は、系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、必要な時にタービンを回して発電を行う技術である。
- LDESの供給力提供開始期限は、蓄電池と同じ4年としていたが、実際の案件の検討を進めるにあたり、LDESは蓄電池と異なり、火力発電所と同等以上の敷地面積が必要となり、火力発電所と同等の建設期間が必要であることが判明してきたため、LDESの供給力提供開始期限を、現行の4年（蓄電池と同様）から、7年に変更（環境アセスが無い火力と同様）することとしてはどうか。

電源種	第4回入札の供給力提供開始期限
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼・水素混焼のLNG・水素専焼・アンモニア専焼 ・LNG専焼の新設・リプレイス、 既設火力の改修（水素・アンモニア混焼、CCS、バイオマス専焼）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池、LDES	4年後の日が属する年度の末日
LDES	7年後の日が属する年度の末日

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

31

⑦供給力提供開始期限（2/2）

【約款】 第3章 権利及び義務（供給力提供開始期限）

<変更前>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント 電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※1※2
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む。）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、 水素混焼のLNG、 水素専焼、アン モニア専焼、既 設火力の改修 （水素・アンモ ニア混焼・専焼、 バイオマス専焼、 CCS付火力）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池、長期エ ネルギー貯蔵シ ステム	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

※附則に、応札年度2024～2025年度は8年後である旨を記載

<変更後>

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント 電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限※1※2※3
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む。）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、 水素混焼のLNG、 水素専焼、アン モニア専焼、既 設火力の改修 （水素・アンモ ニア混焼・専焼、 バイオマス専焼、 CCS付火力）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
長期エネルギー 貯蔵システム	<u>【応札年度：2026年度】7年後の日が属する年度の末日</u> <u>【応札年度：2025年度】4年後の日が属する年度の末日</u>
LNG専焼火力	<u>【応札年度：2026年度】11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日</u> <u>【応札年度：2024～2025年度】8年後の日が属する年度の末日</u> <u>【応札年度：2023年度】6年後の日が属する年度の末日</u>

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池（1/7）

第113回 制度検討作業部会
資料（2026年4月3日）より

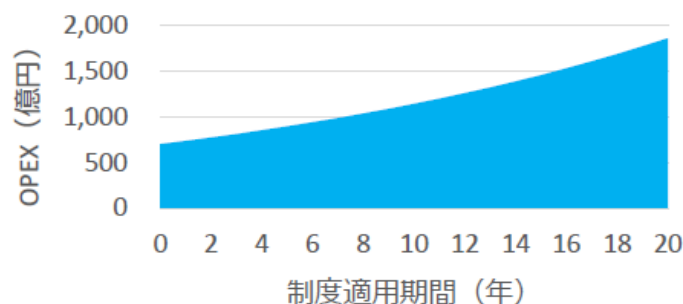
論点⑤ 水素・アンモニア・CCSの価格競争の在り方

- 現行の「入札時の応札価格」による価格競争では、応札後のインフレ（CPIの上昇）による可変費の増加が考慮されないため、案件Aと案件Bで比較した際に「制度適用期間全体で支払われる可変費の総額」がA>Bの場合でも、「入札時の応札価格」がA<Bであれば、Aが価格競争で勝つこととなる。
- より国民負担を抑える観点からは、こうした価格競争ルールを改め、単に「入札時の応札価格」で価格競争するのではなく、インフレ継続の場合の影響試算額を入札時の価格競争に取り入れた方が適切ではないか。

※単に「入札時の応札価格」での価格競争とした場合、水素・アンモニアの製造・輸送費の内、OPEX比率を意図的に高くし、不当利益を受けるおそれもある。

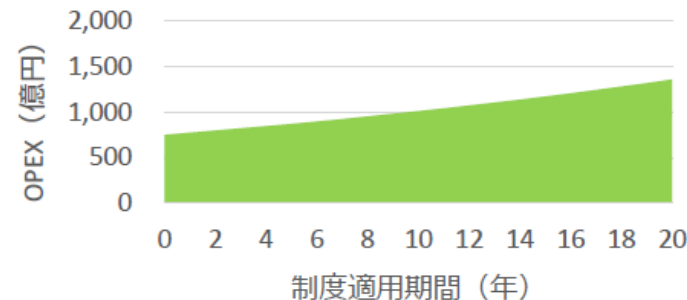
案件A（調達国X、インフレ率5%）

- 応札価格に含まれる可変費のうちのOPEX **700億円/年**
- 20年間インフレ率5%が継続した場合のOPEX総額 **2.5兆円**



案件B（調達国Y、インフレ率3%）

- 応札価格に含まれる可変費のうちのOPEX **750億円/年**
- 20年間インフレ率3%が継続した場合のOPEX総額 **2.1兆円**



⇒ 応札時は「A<B」でも、インフレ率を考慮して試算した総額は「A>B」

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池 (2/7)

第113回 制度検討作業部会
資料 (2026年4月3日) より

論点⑤ 水素・アンモニア・CCSの価格競争の在り方

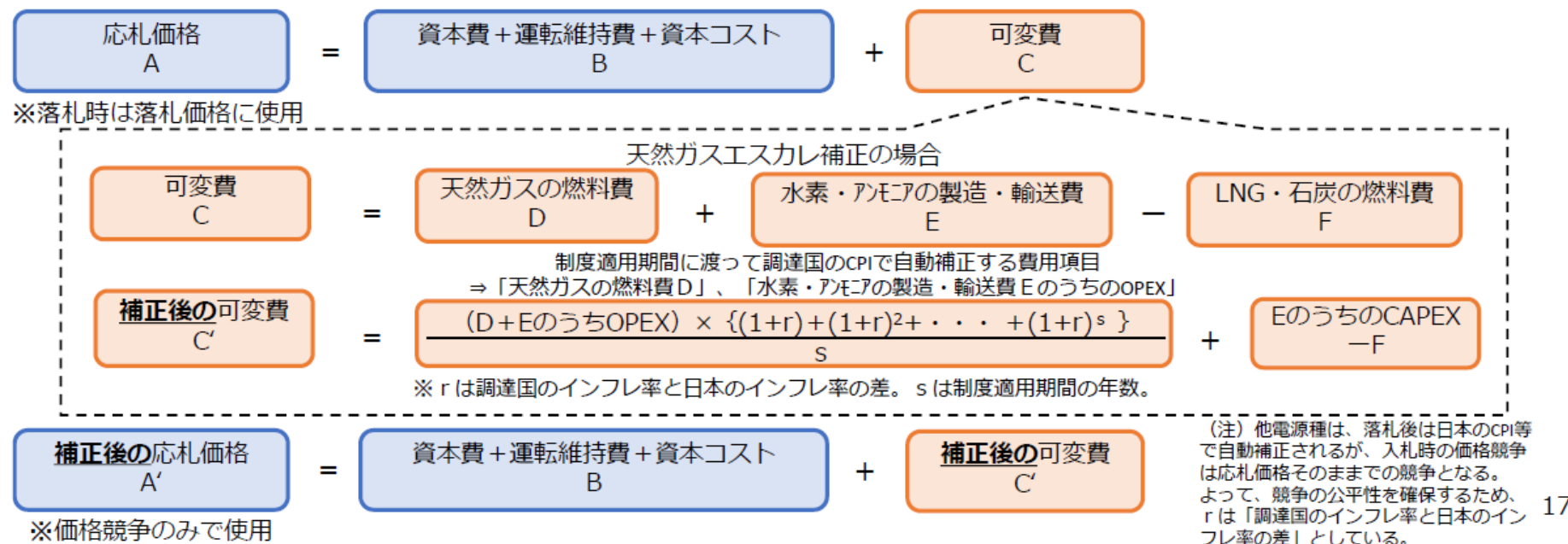
- このため、水素・アンモニア・CCSの案件の応札価格については、応札価格に含まれる可変費のうち、制度適用期間に渡って調達国のCPIで自動補正する費用項目※1について、制度適用期間に渡って過去のインフレ率（過去10年平均CPI※2）が継続したと仮定して算出した補正值を用いて、入札時の価格競争を行う※3こととしてはどうか。

※1 CCSは、海外貯留の「輸送費用のうちのOPEX」と「貯留費用のうちのOPEX」。

※2 IMF等の将来予測値を用いる方法も考えられるが、恣意性排除の観点から、過去の実績値を採用。

CCSは、米国生産者物価指数と貯留対象国の企業物価指数。

※3 「脱炭素火力の募集上限内の価格競争」及び「脱炭素火力以外の電源との価格競争」において実施。



⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池（3/7）

第112回 制度検討作業部会
資料（2026年3月4日）より

論点② 蓄電池の約定方法

- 第3回入札では、セルの製造国は分散化する見込みだが、特定国のメーカーが様々な国でセルの製造工場を保有していることから、特定国メーカーのセルを採用する蓄電池が大宗を占める見通しであり、引き続きサプライチェーン途絶リスクが高い状況にある。
- 蓄電池の安定供給確保を図るためには、蓄電池の部素材を含めたサプライチェーン強靱化の取組を行っているメーカーが製造する蓄電池を導入していく必要がある。
- 経済安保推進法※に基づき特定重要物資に指定されている蓄電池について、その安定供給確保を図ろうとする事業者は、同法に基づき、安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）を作成し、経済産業省が策定した「蓄電池に係る安定供給確保を図るための取組方針」に基づき蓄電池のサプライチェーン強靱化等の貢献が十分に期待できる計画が認定されているところ。

※経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

- 第4回入札では、この仕組みを活用し、蓄電池の供給確保計画について経済安保推進法の認定を受けているメーカー（当該メーカーが株式・持分50%超の支配力を持つ国内外の子会社・孫会社を含む。）が製造するセルを使用する蓄電池の案件を優先的に約定することとしてはどうか。

※取組方針ではリチウムイオン蓄電池のみを対象としているため、優先約定するのはリチウムイオン蓄電池（及び揚水リブレース等案件）のみとする。

※これに伴い、第3回入札で導入したセル製造国30%制限ルールは、リチウムイオン蓄電池については適用しない。

優先約定のイメージ

- ✓ 募集上限の範囲内で、「リチウムイオン蓄電池の認定案件」と「揚水リブレース案件」をまず価格が低い順に（上限価格以下の範囲で）落札していく。
- ✓ それだけで募集上限が埋まらない場合に、「リチウムイオン蓄電池の非認定案件」を価格が低い順に落札していく。

- また、蓄電池への事業規律として、サイバーセキュリティ（JC-STAR★1）やサプライチェーン強靱化（経済安保法の認定）以外に、考慮すべき要件はあるか。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

35

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池（4/7）

【募集要綱】 第5章 応札方法（約定方法 水素・アンモニア・CCS）

<変更前>

（５） 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。

（略）

<変更後>

（５） 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照してください。

ただし、新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力が、物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択している場合、「第6章第1項 落札電源の決定方法」で用いる応札価格は、応札価格に織り込んだ資本費、運転維持費、資本コストに加え、本要綱別紙1で定める費用項目を補正した可変費の合計(以下「補正後の応札価格」という。)とします。

（６） 上記（５）で定める補正後の応札価格及び物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法は応札の受付期間に提出してください。また、契約単価における補正方法の詳細は容量確保契約約款別紙1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」を参照してください。なお、補正後の応札価格は別途公表する物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の様式に沿って算定してください。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

36

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池 (5/7)

【募集要綱】 別紙 1 補正後の応札価格における可変費の算定方法（約定方法 水素・アンモニア・CCS）

<変更前>

(記載なし)

<変更後>

物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力は、補正後の応札価格における可変費を、以下の算定式に基づき、過去のインフレ率が継続したと仮定して補正してください。

1. 新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼若しくはアンモニア混焼

(1) 天然ガスマーケット連動の場合

天然ガスの燃料費

+ (水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費)のうち
 $OPEX \times \{(1+r) + (1+r)^2 + \dots + (1+r)^s\} / s$

+ (水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費)のうち
CAPEX

- LNG・石炭の燃料費

(略)

r: 調達国の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均と日本の消費者物価指数の上昇率の過去10年平均の差

s: 制度適用期間の年数

(略)

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

37

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池（6/7）

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法（約定方法）

＜変更前＞

（１）脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- ・応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- ・募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。

（略）

＜変更後＞

（１）脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- ・原則、応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- ・募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- ・物価・金利変動に伴う契約単価の補正方法として可変費の補正を選択した新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力については、「第5章 応札方法（5）」のとおりの補正後の応札価格を用いて約定処理を行います。

（略）

- ・認定付きリチウムイオン蓄電池は、経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けていないメーカーが製造するセルを使用する蓄電池（以下「認定付きではないリチウムイオン蓄電池」という。）に対して優先的に落札されます。なお、認定付きリチウムイオン蓄電池の全てが落札又は非落札の判定が行われたのち、「募集上限」を満たしていない場合に限り、認定付きではないリチウムイオン蓄電池が落札される可能性があります。また、認定付きではないリチウムイオン蓄電池を含めて同時落札条件が付与されている電源に対しても、認定付きリチウムイオン蓄電池は優先的に落札されます。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑧約定方法 水素・アンモニア・CCSと蓄電池（7/7）

【募集要綱】 様式4 蓄電池に係る事業計画（約定方法 リチウムイオン蓄電池）

<変更前>

2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番
（略）
・セル

	記載項目
種別※2 （リチウムイオン・ レドックスフロー 等）	
メーカー名	
型番	
セルを製造する国・地域※1	

※1：複数の国・地域でセルを製造する場合は、応札する蓄電池区分（リチウムイオン蓄電池に限る、又はリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）における出力比率が最大の国・地域とします。最大の出力比率以外の国・地域や出力比率については記載不要であり、変更も可能です。

※2：リチウムイオンとその他種別を併せて1電源（ユニット、号機）とする場合は、応札する蓄電池区分における出力比率が最大となる種別を記載してください。

<変更後>

2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番
（略）
・セル

	記載項目
種別※2 （リチウムイオン・ レドックスフロー 等）	
メーカー名	
型番	
セルを製造する国・地域※1	
経済安全保障推進法に基づく、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定有無※3	

※1：本オークションでは、リチウムイオンとその他種別を組み合わせること、複数のメーカーのリチウムイオンを組み合わせることにより、1電源（ユニット、号機）とする場合は本制度の対象として認めません。

※2：リチウムイオンの場合は、セルを製造する国・地域の記載は「一」を記載すること。リチウムイオン以外の場合は、セルを製造する国・地域は、1つの国・地域に限定すること。

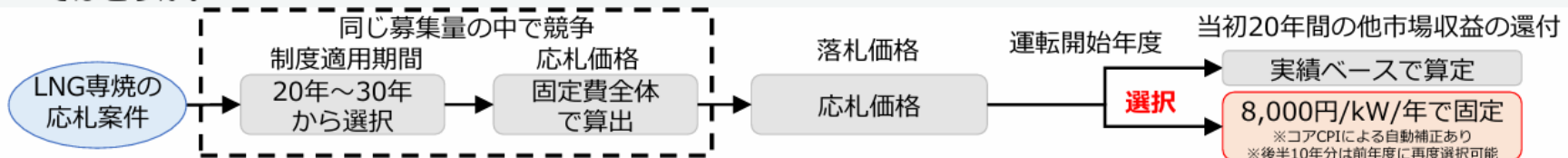
※3：認定を受けているリチウムイオンの場合は「有」を、リチウムイオン以外と認定を受けていないリチウムイオンは「無」を記載すること。

⑨LNG専焼の還付における新たな仕組み（1/3）

第4回 電力安定供給WG
資料（2026年7月14日）より

論点⑧ LNG専焼の還付における新たな仕組み

- 還付の方式を2つ作ることになるため、新たな還付方式の入札ルールは、以下のとおりとしてはどうか。
 - 現行制度との選択制とし、落札後、運転開始年度（供給力提供開始年度）で、他市場収益の還付を「現行制度（実績ベース）」か「新たな仕組み（8,000円/kW/年に固定）」のいずれかを選択
 - ※8,000円/kW/年は、毎年度、コアCPIにより自動補正を行う。第5回入札以降は、8,000円/kW/年をコアCPIにより補正した金額に固定する。
 - 応札価格は、現行制度と同様に「固定費全体」で算定し、「現行制度を選択する案件」と同じ募集量の中で競争。
 - 落札した場合、応札価格を落札価格とする。※現行制度と同様に、毎年度、落札価格の自動補正を行う。
 - 実際他市場収益が試算値の8,753円/kW/年から大きく乖離する可能性もあるが、その場合でも、事業者が過剰収益を受けられることを防止するため、「8,000円/kW/年の固定還付」を行う期間は20年に限定し、制度適用期間が20年超となる場合は、21年目以降は現行制度と同様の「実績ベース」での還付とする。逆に、事業者に大幅な損失が生じる可能性にも配慮し、20年間の後半10年間は、再度、還付方法（実績or固定）を選択できることとする。
 - 不当な還付逃れを防止するための規律である相対契約の規律は、新たな仕組みでは8,000円/kW/年の還付が必要となり、不当な還付逃れが想定されないため、適用しない
- なお、LNG専焼以外の電源種についても、新たな仕組みに対するニーズはあると考えられるが、LNG専焼以外の電源種は、可変費が小さい電源種が多く、他市場収益の金額水準が大きい。このため、「他市場収益の設定値と実績」が乖離した場合の影響が大きく、国民負担に与える影響も大きいため、新たな仕組みの対象電源はまずはLNG専焼に限って導入することとしてはどうか。
 - ※新たな仕組みを選択したLNG専焼が、本制度により脱炭素化（水素混焼等）の改修を行う場合、脱炭素kW部分の他市場収益の還付は現行制度どおり行う。
- また、LNG燃料の長期契約の確保を促進する観点から、過去の落札案件についても新たな仕組みを選択できることとしてはどうか。



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

40

⑨LNG専焼の還付における新たな仕組み（2/3）

【募集要綱】 第4章 参加登録（LNG専焼火力に限った登録項目）

<変更前>

（7） 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

（略）



<変更後>

（7） 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

（略）

情報	登録項目	提出書類
LNG専焼火力に限った登録項目（※8）	LNG基地の整備の有無	（提出書類なし）
	他市場収益の還付方法の選択（※9）	（提出書類なし）

（略）

※9：他市場収益の還付方法として、実際他市場収益の約9割の金額を還付する方法の「実績ベースによる還付」又は8,000円/kW/年を還付する方法の「還付の固定化」のいずれかを供給力提供開始年度に選択する必要があります。なお、「還付の固定化」における還付水準8,000円/kW/年については、その妥当性を含め、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本要綱に反映します。「還付の固定化」を選択した場合は、制度適用期間開始年度から9年後に、再度、他市場収益の還付方法の選択が可能です。他市場収益の還付方法の詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第28条を参照してください。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

⑨LNG専焼の還付における新たな仕組み（3/3）

【約款】 第28条 還付（他市場収益の還付の固定化）

＜変更前＞

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※2。
還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

- ① 応札価格に織り込まれている資本コスト※3※4（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
- ② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分※5の他市場収益は85%を還付対象とします。
- ③ ①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。
(略)

＜変更後＞

1. 容量提供事業者は、他市場収益※1が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます※2。
還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

- ① 応札価格に織り込まれている資本コスト※3※4（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
- ② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分※5の他市場収益は85%を還付対象とします。
- ③ ①と②の間の他市場収益は90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。
(略)

ただし、他市場収益の還付方法として「還付の固定化」を選択したLNG専焼火力について、当該方法を選択している期間は、8,000円/kW/年に対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を2025年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で除した値を乗算した上で、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※7を乗じたものを還付額とします。また、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年のものとします。なお、「還付の固定化」における還付水準8,000円/kW/年については、その妥当性を含め、今後、国の審議会（電力安定供給ワーキンググループ）において検討が継続されます。その結果を、本約款に反映します。

※7：脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資が行われた場合は、追加投資に係る制度適用期間開始以降、追加投資における当該容量を控除した容量とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

42

⑩調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱い（1/2）

第73回容量市場の在り方等に関する検討会
資料より(2026.5.27)

4. 検討の方向性

見直し案の比較

11

- 案1は現行と同様に契約変更を行うが、以下のデメリットがある。
 - 契約変更前の契約情報をもとに経済的ペナルティ等の算定を行う必要
 - 契約変更による事業者と市場管理者双方の業務負担
 - 容量拠出金の算定までに「やむを得ない理由」と「異議申し立て」の審査を経た上で契約変更を終える必要
- 案2については、**現行よりも業務負担が軽減することや、他の業務スケジュールへの影響を及ぼさない**ため、案2に見直すことでどうか。

見直し内容		契約変更手続きの業務負担
案1	契約変更は行うが各種ペナルティ等の算定には変更前の契約情報を用いる	- 変更契約をした後も契約変更前の契約情報も管理する必要があり、情報管理の複雑性が増す - 契約変更が生じるため、業務負担に加え、例えば実需給期間前にペナルティが確定した場合は、やむを得ない理由の審査期間が短くなることや、審査が長期化することで容量拠出金の算定時期が遅延するなどの影響を及ぼすことが考えられる
案2	調整不調ペナルティによる契約変更は行わず、調整不調ペナルティ金額相当を請求する	- 容量確保契約金額を変更しないため、経済的ペナルティや上限の算定が分かりやすい - 契約変更の金額確定や手続きを、容量拠出金の算定までに短期間で行う必要がない

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

43

⑩調整不調電源に適用する容量確保契約金額の減額の扱い（2/2）

【約款】 第2章 容量確保契約金額（調整不調電源） ＜変更前＞

第6条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額（各年）は、次の算式に基づき、契約期間中の年度ごとに、物価・金利変動等に応じ算定された額とします。
ただし、具体的な算定方法は別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

容量確保契約金額（各年）

＝ 契約単価※1※2※3 × 契約容量
－ 第18条に基づき調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

＜変更後＞

第6条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額（各年）は、次の算式に基づき、制度適用期間中の年度ごとに、物価・金利変動等に応じ算定された額とします。
ただし、具体的な算定方法は別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

容量確保契約金額（各年）

＝ 契約単価※1※2※3 × 契約容量
－ 第18条に基づき調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

【約款】 第3章 権利及び義務（調整不調電源） ＜変更前＞

第18条 対象実需給年度前のペナルティ

(1) 容量停止計画の調整

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、対象実需給年度の容量確保契約金額（各年）を減じます。

減額 ＝ 契約単価※1 × 契約容量 × 減額率（A）
× 調整不調日数（B）

＜変更後＞

第18条 対象実需給年度前のペナルティ

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

経済的ペナルティ＝契約単価※1 × 契約容量 × 減額率（A）
× 調整不調日数（B）

■ 提出様式の概要、提出が必要な事業者、提出タイミングは以下のようになります。

提出様式	概要	提出が必要な事業者	提出タイミング
(様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書	容量オークションへ参加登録するにあたり、募集要綱の遵守等を誓約する書類。	容量オークションへの参加を希望する全ての事業者	・事業者 情報登録
(様式2) 事業計画書	具体的な事業計画が立てられていること及び事業実施のための資金的裏付けがあることを確認する書類。	長期脱炭素電源オークションへの応札を希望する全ての事業者	・電源等 情報登録
(様式3) バイオマス発電設備に係る燃料調達計画	バイオマス燃料の安定調達等に係る計画を確認する書類。	バイオマス発電の応札を希望する事業者	・電源等 情報登録
(様式4) 蓄電池に係る事業計画	蓄電池の事業規律の確保を確認する書類。	蓄電池の応札を希望する事業者	・電源等 情報登録
(様式5) 脱炭素化ロードマップ	化石燃料を含む電源に対して、電源全体の脱炭素化への道筋を示す書類。	化石燃料を含む電源の応札を希望する事業者	・電源等 情報登録
(様式6) 期待容量算定諸元一覧	期待容量、応札容量、アセスメント対象容量を算出するために用いる書類。 発電方式によって提出すべき様式が異なる。 期待容量登録時と、応札時の2回、提出が必要。	長期脱炭素電源オークションへの応札を希望する全ての事業者	・期待容量登録 ・応札
(様式7) 調整機能の詳細情報	調整力供出可能量（一次～三次②）等を確認できる書類。	調整機能「有」を選択した落札事業者のみ	・調整機能の詳細が判明次第速やかに

(参考) 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2026年度）のスケジュール概要

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

※ 記載の時期は確定前につき、目安

